

ニュー・ジーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年11月29日付け63農蛋第6884号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表2</u>の付表第23のニュー・ジーランド産のファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成元年12月20日農林水産省告示第1688号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）<u>別表1</u>の付表第23のニュー・ジーランド産のファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成元年12月20日農林水産省告示第1688号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。